

Title	企業結合と連結計算書類制度
Sub Title	Comptes consolidés et Groupe de sociétés
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.5 (1992. 5) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920528-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

企業結合と連結計算書類制度

宮 島 司

- 一 はじめに
- 二 企業会計の法律上の意義
- 三 企業結合と連結計算書類
- 四 連結計算書類制度の商法導入についての具体的問題点
— むすびに代えて

一 はじめに

昭和三〇年代後半より、わが国企業が極めて有力にアメリカなどへ進出するに及んで、SEC（証券取引委員会）規則との関係から連結財務諸表の作成を余儀なくされることとなった。ところが、国内的にはまったく連結財務諸表に関する制度も要請もなかったことから、にわかになんか議論の対象としてクローズ・アップされはじめ、また当時、日本特殊鋼、山陽特殊鋼などの粉飾決算による倒産事件が相次ぎ、粉飾の原因としての監査の問題性、子会社を利用した架空取引の問題性も露呈し、もはや連結会計を放置したままでは健全な企業運営は不可能であることが社会的に

認識されることとなった。これを受けて、昭和四二年五月には企業会計審議会が大蔵大臣に宛てて「連結財務諸表に關する意見書」を提出することとなり、証券取引法では昭和五二年より連結財務諸表制度が実施されたのである。

しかし果して、企業の連結会計制度はひとり証券取引法にのみ任せておける性質のものであろうか。企業が単体として存在する場面はむしろ現在の実態としては異例に属するところから、企業の営む経済活動の効果を會計的に処理する商法上の計算制度もこれに即してなされなくてはならないこととなり、結合企業との関わりにおいて、商法の計算書類制度がいかにあるべきかが問題提起されることとなる。

ところで、現在まで、多くの法律学者や会計学者による連結計算書類あるいは連結会計に關する研究がなされてきたが、その多くはいわば連結計算書類制度が企業結合法制からは独立したものとして個別の研究対象とされてきたに過ぎないように思われてならない。一般に、商法上の計算書類の法的機能として、一つには情報開示（計算書類の公示、株主の帳簿閲覧請求権）、今一つは利益配当算定の基礎であるとされるが、この両機能を連結計算書類にもたせうるかの考察に当たっては、連結計算書類制度自体についての個別的検討だけでは十分とはいえず、企業結合法制との関わりにおいてこれが明らかにされなくてはならないのである。本稿は、来たるべき企業結合法制の一環としての連結計算書類制度の基本理念を求めようとするものである。そこで、そのためには、まず会社法における計算書類制度ないしは企業会計の意義を明らかにすることからはじめ、それとの関連において企業結合法制としての連結計算書類制度ないしは連結会計制度の姿を考察しようと考えている。

二 企業会計の法律上の意義

企業活動の目的は、一定の資本を投下しそれにより利潤を生み出すことにある。企業の「営利性」とは、そ

れ以上のものでもなければ、またそれ以下のものでもない。⁽¹⁾ それゆえ、この企業活動に投下された資本の有効な利用と合理的な経営を図るために、企業の財政状態や損益計算を明らかにする企業の会計は、企業にとって不可欠のものといえる。しかし、それは必ずしも法的規制へと結びつくものではなく、これが法的規制の場面で問題とされることがあるとするれば、そのような企業の財政状態や損益計算について異なった利害を有するものが存在してくるところにある。⁽²⁾

具体的に、個人企業について見てみれば、個人企業のオーナーは出資者であり経営者でもあるから、出資をなした者とこれを預かり運営していく者との間には元來人格の分離はなく、利害の対立もあり得ない。これに対し、個人企業の債権者は当該企業と債権・債務関係に立っており、当該企業の運営には少なくとも債権の弁済が有効になされるかという意味において利害関係を有することは確かである。したがって、商法もその総則において規制をなして行くわけであるが、個人企業の場合には、営業主自らが無限責任を負ってくるため、個人企業の会計について法が口を挟む余地は極めて少ない。さらに、後に触れるところでもあるが、個々の個人企業の一般社会に対する影響の少なさという意味からしても、企業会計について法があえて問題とすることもない。このことは、出資者が同時に経営者であり、社員が無限責任を負うものとされている合名会社や合資会社についてもほぼ同様に行うことができる。⁽³⁾

これに対し、株式会社や有限会社については様相を異にする。まず、所有と経営が制度的に分離されていること、このことはすなわち出資者と経営者が基本的には異なった人格者であることが予定されていることであるから、出資者にとって出資した財産がいかに運営されるかについて重大な利害関係を有することとなる。次に、会社債権者についていえば、出資者も経営者も原則的には債権者の会社に対する債権については応答しないことから、会社財産だけが債権者の担保となっていることである。さらに、有限会社は別として、株式会社についていえば、社会に対する影響力が質量ともに極めて大であるというところである。⁽⁴⁾

このように見てくると、株式会社や有限会社は、その他の企業形態を採用した場合に比べて、多くの利害関係人の登場があることが明らかとされてくる。こうした特色から、商法は株式会社について比較的詳細な企業会計に関する法的規制をおき、これを有限会社については準用するという方法を採用することとなる。

本稿との関わりでいえば、いかなる利害関係人のいかなる利害関係を明瞭にするために、いかなる企業会計が行なわれるべきかが中心的課題となる。なぜなら、来たるべき企業結合法制が商法としてのそれである以上、企業結合を廻る利害関係人の利害を中心に制度化されるべきものと考えられるところから、連結計算書類制度の考察対象とすべき問題も、これとの関わりにおいて明らかにされなくてはならないからである。

ところで、従来より、株式会社については、資本の大規模な集約・集中を可能にし、今日の資本主義経済を支える最も基本的な経済単位として、経済合理的な行動への要請がとくに強く、その経営的観点からの会計の重要性が指摘されていたのみならず、さきに述べたような株式会社の特色から企業会計の重要性が法的にも指摘されることになる。これを法的観点から利害関係人との関わりにおいてまとめてみると、

① 株式会社の持分は細分化された割合的単位たる株式の形をとり、非常に多くの無機能資本家によって保有されることを予想しているため、制度としては所有と経営が分離し、経営は出資者たる株主資格とは別個の取締役がこれを担当することとなる。経営者たる取締役は匿名の株主から提供された資金を運用する以上、その運用の状況・成果を計算し、出資者たる株主に報告しなければならぬ義務を負う。これを法的観点から分析すると、取締役と会社との間の委任契約にその基礎を求めることになる。すなわち、取締役は株主から集めた会社資産を善良なる管理者の注意義務をもって管理・運営して利益を挙げる義務を負い（民法六四四条）、受任者として「委任事務処理の状況」及び「委任事務処理の顛末」を委任者に報告する義務を負う（民法六四五条）。これが会社法的な義務の強化として、委任者の

請求のない場合にも計算書類の作成が課されるという方向で現われ、会社財産の管理・運営が取締役の義務の重大な内容とされているところから、資産価値の増減についての状況報告書である損益計算書及びその顛末の報告書である貸借対照表となつて現われることになる。このように計算書類は取締役の会社に対する義務の履行状況・結果の報告として、その責任を明らかにするために法理論的に要求されるものとなる⁽⁶⁾。

会計学的には、企業の利害関係人は企業に対して何らかの資源を提供することによって企業に対してエクイティをもち、企業は利害関係人から資源の提供を受けるが故に、利害関係人に対してアカウンタビリティを負う。企業と利害関係人の間には、必ず相互作用的な給付・反対給付の関係が存在し、企業行動によるインパクトから利害関係人を保護するためディスクロージャーが要請されることになる。情報利用者（ここでは株主）の情報を利用した行動主体（会社）に対する制御として計算書類が位置づけられる⁽⁷⁾。

結局、法的に計算書類の意義を考えた場合、株式会社法における出資者としての株主保護の問題が計算書類の場において現われるときには、それは出資者とその財産管理者との間の法律関係から発する理論的なものであって、企業会計法の果すべき役割もそこから自ら定まってくるものといえる⁽⁸⁾。

② 株式会社は有限責任制を前提とする。それゆえ、債権者の立場が重視されなくてはならない。債権者の債権の担保となるものは会社の資産だけだからである。そして、そのためには会社財産が維持されていなくてはならないことが自明のこととなり、資産価値に関する正確な情報が常に開示されなくてはならない。計算書類に対する規制が放置されるときには、会社形態の濫用などにより債権者が不測の損害を蒙るおそれが発生してしまうから、会社資産の維持に関する計算制度と開示が要請されることとなるのである⁽¹⁰⁾。元来、私法上は、債務を負うに至った者は債権者のために真摯にその財産を維持することが要求されており、民法上の債権者取消権や債権者代位権として制度化され

ている。株式会社における会社資産の維持と開示についての計算書類制度は、右の一般私法上の要請に対する会社法的な現われと見ることが出来る。株式会社⁽¹²⁾が有限責任を前提とするものである以上、債権者保護の要請もまた法理論的なものとならざるを得ない。

会計学的には株主について述べた議論がそのまま当てはまる。金銭債権者は企業に対して信用に基づいて資金を提供し、企業は債権者に利子を支払う。また、広く取引先は企業と売買取引を行なうことにより、物品を企業に提供し、企業は取引先に金銭を支払う。企業と利害関係人である債権者は、このように相互に資源の交換を行なうところから、エクイティー・アカウンタビリティーの關係に立ち、ここに計算書類の作成とディスクロージャーが要請されると⁽¹³⁾。

③ 投資家(将来の株主)

商法の基本的に取り上げるべき実体的な権利・義務の關係からいえば、いまだ投資家と会社との間ではなんらの法律關係に立つものではないから、投資家に対しては、①において述べたような企業會計に関する要請は一切出てこない。一般投資家にとっては投資目的のための會計情報であり、投資判断のための有用な會計情報(逆にいえば誤った投資判断をさせないよう)というものであるから、この保護の問題が出てくるとすれば、本来は株式が一般社会に流通しているような会社の投資家についてのことであって、あらゆる株式会社に関わる問題とはいえない(特に、わが國のように中小の閉鎖的な株式会社にとって投資家の問題は考えにくい)。それゆえ、この問題については、従来は、主として証券取引法がその任とするところであったわけである⁽¹⁴⁾。ただ、現に商法では計算書類の公示が近時特に求められているところから、投資家をも含めた意味で商法上の企業會計の開示機能を重視する傾向も見られるが、伝統的商法からすれば本質的要請とは考えにくい⁽¹⁵⁾。

④その他の利害関係人

会計学上は、消費者や地域住民もここに含め、ディスクロージャーの保護を受ける対象と考察するものが最近の考
 えである。⁽¹⁹⁾ 前述のエクイティ・アカウンタビリティーの関係がここにも見られるからであるとする。消費者は対価
 を支払って企業の生産物を購入するものであるから、企業は消費者が存在しなければ再生産の途を断たれてしま
 したがって、消費者は株主や債権者と同様に企業に対する資産の提供者としてエクイティを有する者であり、し
 かも企業行動によってインパクトを被る可能性のある者であるから、企業は消費者に対しアカウンタビリティーを負
 うことになる、と。また、地域住民について見てみると、彼らは立地許可を通じて企業の存続に不可欠な資源やエネ
 ルギーの提供を認めうる権限をにぎり、企業の存続を左右する力を有することとなるから、広義における資源提供者
 であり、その意味で企業に対してエクイティを有するものである。一方、地域住民は企業の生産活動に伴なう有害物
 質などから被害を被るおそれがあり、企業行動のいかんによってインパクトを受ける不利益にさらされているから、
 企業は他の利害関係人に対すると同様にアカウンタビリティーを負うことになる、と。⁽²⁰⁾

それでは、法的にはどのように考えるべきであろうか。企業の社会的役割を重視する立場からは、計算書類の開示
 機能を前面に押し出してくることになるため、対社会的な計算書類の意義を認めることとなる。⁽²¹⁾ これに対し、伝統的
 な商法の考え方をとる者は企業会計の意義をそこには求めないこととなる。法的な意味での利害関係人とはなりえな
 いからである。⁽²²⁾ なるほど、会計学的な分析に基づいて利害関係が認められディスクロージャーの要請があるとしても、
 私法的には、消費者は企業と債権・債務の関係に立った時点において、また地域住民は、例えば公害による不法行為
 債権・債務関係に立った時点において、初めて法の舞台へと登場するということが私法の基本的態度と思われるべ
 ない。⁽²³⁾ それゆえ、企業と直接の法律関係にないこれらの者が、企業会計によりあるいはその開示により保護されるべ
 きであるとの理論的な根拠は見いだし難いということになる。

したがって、商法と企業会計との関わりでいえば、計算書類の作成及びその開示が理論的に要求されるのは、私法上の利害関係人となるべき株主及び会社債権者ということになるであろう。²⁴⁾そして、もちろん、企業に対する社会的要請からディスクロージャーが求められ、計算書類あるいは企業会計がその役割の一端を担うとしても、それはあくまでも開示規制としてのそれであって、本来、商法と企業会計の理論的関連性から発生してくる配当規制としてのそれではないことに注意しなくてはならない。

- (1) 通説は、会社の営利性とは、法人自身が利益を挙げることを目的とするだけでなく、挙げた利益を構成員に分配することを目的とすることであるとす。鈴木竹雄『会社法（全訂第三版）』一三、一四頁、田中誠二『再全訂会社法詳論（上）』五五頁、大隅健一郎・今井宏『新版会社法論（中Ⅱ）』一六頁、阪埜光男『株式会社法概説』一一頁、龍田節『会社法』四七頁。しかし、構成員の結集の動機と企業との混同されるべきではないから、商法における営利性とは、企業自身がその事業から利益を挙げる意思を有することとすれば足る。津田利治『会社法の大意』上、三七頁以下、高島正夫『新版会社法』七頁、倉沢康一郎『会社法の論理』五頁以下、拙著『現代企業社会と法』三頁。
- (2) 矢沢惇『企業会計法の理論』六頁、倉沢『商法の基礎』一六二頁、倉沢・岩崎・奥島・新山・木内・森田『分析と展開・商法Ⅰ』（木内執筆）二〇六頁、岸田雅雄『企業会計法入門』二二頁。
- (3) 矢沢・前掲書六頁以下、服部栄三『商法総則』三四七頁以下。
- (4) 矢沢・前掲書七頁、倉沢・前掲書（基礎）一六二頁。
- (5) 拙著『企業結合法の論理』は、かかる観点から企業結合法の基本法理を求めたものである（一〇頁以下、特に八六頁以下）。
- (6) 岸田・前掲書二三頁。
- (7) 若杉明『企業会計の論理（改定増補）』八頁以下。エクイティーとは企業に対する利害関係人の持分、すなわち関係者がその保有する資源を企業に利用させることに関連して彼らが企業のもつ財産に対して有する請求権を意味し、またアカウンタビリティーとは保有する資源の利用を認めてくれた利害関係者に対して負う責任のことである。
- (8) 所有と経営の分離の結果、会計処理は会社理事者によって実質的に行なわれることとなり、適正な利益の算出の面で問題が生ずるおそれがでてくる。それにより、株主にとって会社結成の本来の目的である利益配当請求権が侵害される危険が生ず

- るところから、適正な利益の算出のための配当規制が要求されることとなるのである。矢沢・前掲書七頁。
- (9) 吉永栄助『計算書類』、『株式会社法講座四卷』一四七八頁は、総則の商業帳簿と株式会社の計算書類との重大な相違は対株主関係であるとされる。
- (10) 岸田・前掲書二三頁、木内・前掲書二〇六頁。
- (11) 我妻栄『新訂債権総論』一五七頁以下、星野英一『民法概論Ⅲ』八九頁以下。
- (12) 株主の関わりでいえば、所有と経営の分離によって株主が会社の経営から疎外されているということは、格別に株主の利益保護を必要とすることに結びつき、株主が債権者に対して間接有限責任しか負わないということは、格別に債権者の利益の保護を必要とすることに結びつかざるをえないのである。倉沢康一郎『いわゆる「一元化」の意味』、『企業会計三六卷一号一三頁、中村・志村編『企業・現代社会・法』（上村達男執筆）一〇八頁、浜田道代『企業と公示制度』、『現代企業法講座Ⅰ』一六四頁。但し、開示までが本質的要求であるかについては問題がある。吉永・前掲書一四七八頁。
- (13) 若杉・前掲書一二頁。
- (14) 新井清光『商法計算規定の改正と会計上の諸問題』、『商事法務八二七号四頁』。
- (15) 神崎克郎『ディスクロージャー』七〇頁以下。
- (16) 森淳二朗『企業開示法理の再検討』、『企業法の研究』（大隅古稀記念）一三七頁、鈴木・河本『証券取引法』三〇頁以下、河本一郎『証券取引法と商法の計算・公開に関する規定との関係』、『企業会計三一巻六号一四頁、同『現代会社法』（新訂第五版）四二三頁、龍田節『商法の計算規定』、『企業会計三一巻六号二二頁』。この問題は、商法と証券取引法が一般法と特別法の関係に立つかにも関わる。これらの論者はこうした関係を認めることとなる。
- (17) 倉沢康一郎『監査機構』、『現代企業法講座3』三四四頁以下、木内宣彦『企業法総論』一三九頁。商法上の開示は本来的に既存の株主、債権者に向けられているものである。
- (18) 会計学者の間でも伝統的な商法観をとる者（新井・前掲論文四頁、五頁）とそこから一歩踏み出した者（若杉・前掲書一頁以下）とがあるようである。
- (19) 黒沢清『環境の変化と会計』、『環境会計』四頁、若杉『会計の社会的統制機能と環境資源』、『会計と社会』七五頁。
- (20) 若杉・前掲書一三頁以下。
- (21) 中村一彦『現代的企業法論』一九頁、三枝一雄『昭和五六年商法改正と企業公開』、『法律論叢五五巻四号八一頁』。
- (22) 木内・前掲書一三九頁。

(23) 同・前掲書一三九頁は、商法上の開示制度は既存の株主、債権者に向けられているとする。

(24) 龍田節「商法の計算規定」企業会計三一巻六号二二頁は、株主や債権者にならうとする者も保護しなければならないとする。

(25) 注(12)参照。

三 企業結合と連結計算書類

(1) わが国における連結会計の沿革

周知の通り、わが国における連結会計としては、証券取引法上の連結財務諸表制度がその最初であり、現在においても唯一のものである⁽¹⁾。そして、証券取引法に制度化されているという性格から、開示規制としてその意義づけがなされることとなる⁽²⁾。

ところで、このような証券取引法上の開示制度としての連結財務諸表制度については、昭和五二年の実施前から商法との関連が指摘されていた。すなわち、昭和四二年の企業会計審議会『連結財務諸表に関する意見書』では、証券取引法上の制度として連結財務諸表制度を導入するため、その環境整備として商法との関係に触れ、「商法の諸規定との調整を図ること、決算日から定時総会開催日までの期間の延長、一年決算の採用を容易ならしめる措置その他連結財務諸表制度を採用する方向において必要な措置についての検討の要がある⁽³⁾」とされており、これに基づいて証券取引法や商法の一部の改正がなされたのであった。

さらに、近時では、極めて積極的に、商法そのものの中に連結計算書類制度という結合企業に対する直接の会計規定を導入すべきであるとの主張がなされてきており、この積極的な考え方は、配当規制と開示規制の二つの見地から

連結会計制度の導入を唱えるという内容を持つものである。⁽⁴⁾一方、昭和五六年の商法改正作業の段階で法務省民事局参事官室も『株式会社』の計算、公開に関する改正試案⁽⁵⁾を公表し、「その四 連結開示制度」において以下のように提案した。

1 会計監査人の監査を受けなければならない会社にあつては、取締役は、毎決算期に、法務省令で定めるところにより、連結貸借対照表及び連結損益計算書を作成し、これを株主に送付しなければならない。

(注) (1) 証券取引法の規定により提出するため作成された連結貸借対照表及び連結損益計算書は、1の書類とみなす。

(2) 送付すべき株主及び送付の時期については、なお検討する。

2 1は、当分の間、法務省令で定める会社に限り、適用する。

(注) 法務省令で定める会社は、証券取引法の規定により連結財務諸表の提出を義務づけられた会社とする。

この法務省の試案は、既存の連結財務諸表をいわば利用するという方向にあるものであり、さきの極めて積極的な考え方と次に述べる消極論との折衷的な考え方と位置づけることができよう。⁽⁶⁾積極論にしろ折衷論にしろ導入を主張する⁽⁷⁾こうした考え⁽⁷⁾に対しては、比較的強い反対論⁽⁸⁾が唱えられることとなった。例えば、

「現在多くの企業では、証取法に基づく連結財務諸表も決算期後三ヶ月では提出できない実情であり、送付すべき株主の確定、送付の時期、方法、送付費用等を勘案するとき、直接開示は業務報告書等への概要記載にとどめるのが望ましい⁽⁹⁾」とか、「証取法にあるのに、商法でさらに設けるのは、屋上屋を重ねる」⁽⁹⁾とか、「証取法上もまだ十分に定着したものとはいえず、その必要性は十分に認められるとしても、商法上これを導入することは時期尚早であり、株主に送付してもその内容をどの程度理解してもらえるか疑問である」⁽¹⁰⁾などの主張がなされ、結局、実務の強い反対などもあり、昭和五六年の改正では見送られることとなったのである。

さらに、平成二年においてもその他の緊急改正事項のため、取り上げられることなく現在に至っている。

(2) 商法と連結計算書類制度の關係

商法上の制度として連結計算書類制度を採用しようとする場合、商法上の企業結合法制から独立して連結計算書類制度のみを考えることは不可能である。私見にとつては、このことは自明のことであると思われるが、冒頭に述べたように、従来からこの關係はほとんど意識されてはこなかった。¹¹⁾これは、連結会計の基礎として登場した証券取引法上の開示制度としての連結財務諸表制度が、いわば企業にとつては外在的理由から作成・開示が求められた結果、実態に應じ政策的に連結の範囲等が決定され、制度化されたため、連結会計が一人歩きしてしまつたことが原因のように思われる。¹²⁾しかし、商法上の連結計算書類制度は企業に内在する根拠からこれが求められなくてはならず、このように考えてくると、商法上制度化される企業結合法制からは独立した存在ではありえないこととなる。つまり、企業を廻る法律上の利害關係人の利益との関わりから企業会計が存在すると解する以上、企業結合を廻る法律上の利害關係人のいかなる利益との関わりで連結会計制度が問題とされるかが明らかにされなくてはならないから、そのためにはいかなる利害關係人のいかなる利益を考慮した企業結合法であるかが課題となる。¹³⁾

さらに、前述の「商法上の連結計算書類制度は企業に内在する根拠から」ということに関して付言するとすれば、従来はむしろ商法上の企業結合法制とは直接の関連を考えずに、いわば連結計算書類制度を企業構造の実態を明らかにするものとして、つまりその意味では開示規制として位置づける方向にあったものといえる。例えば、さきに表示した昭和四二年企業会計審議会の「連結財務諸表に関する意見書」も、「配当時についての法的規制等は、個別財務諸表によって処理されるものである」としていたし、多くの学者の意見も連結決算を配当規制の基準として採用することには否定的であつた。

ところで、今一度、企業会計ないしは各法における会計規定の主目的を考えてみると、まず証券取引法における会

計規定のそれは、一般投資家に対する投資意思決定のための会計情報の提供であるのに対し、商法におけるそれは、株主の有限責任制を基礎とした債権者保護のための配当可能利益の算定にあると考えられる。⁽¹⁴⁾ もちろん、こうした分析に対してはすなわち商法における会計規定の主目的を配当可能利益の計算とすることに対しては、近時の商法上の多くの開示規制の制度化という観点からすると狭すぎるのと批判がありえようが、⁽¹⁵⁾ 前述したように、配当規制が理論的要請であるのに対し、開示規制は政策的要請であるということを忘れてはならない。たとえ社会的要請に従い商法規定の目的をこのように本来的な目的に限定せずに、より大きな目的すなわち元来証券取引法が主目的としていた一般投資家への会計情報の提供や、さらには社会一般に対する企業内容の開示にまで拡大しようとしても、主目的は失われるべきではないであろう。⁽¹⁶⁾

依然として商法の取り上げるべき利害関係人は株主と債権者であり、理論的にこれらの者の利害を中心として会計制度も含めたすべての制度が構築されているものである以上、商法上の制度として連結計算書類制度が考えられるに際しては、連結会計制度もその枠組の範囲内において問題とされなくてはならない。⁽¹⁷⁾ その意味であるべき企業結合法の姿との関連性なしには連結計算書類制度も現われてはこないといえよう。

これを要するに、証券取引法上の連結財務諸表制度は、法律的にはそれぞれ別個の法的人格者である各個企業を経済的・実質的側面からとらえて、これを一体として表示するものであり、それはあくまでも会計的な情報の開示の制度に過ぎず、それ自体が直接的な法律関係を規定するといった性質のものではないのに対し、商法上の制度としての連結計算書類制度は少なくともこれを法律関係との関わりにおいて考察したものでなくては「真の意味における連結計算書類制度」とはなりえないということである。⁽¹⁸⁾ そして、「法律関係」との関わりで考えることとは、利害関係人のいかなる利益との関わりで連結会計がありうるかということであり、このことはすなわち、いかなる企業結合法制

が構築されるかに重大に関連することとなる。

(3) 企業結合法制と連結計算書類制度の關係

以上述べてきたように、商法上の制度として企業結合法を考えた場合には、証券取引法とは異なった理念から連結計算書類制度が構築されなくてはならないことが明らかになったものと思われる。ところが、さらに考えなくてはならないことは、商法上の企業結合法制とはいっても、比較法的にもその理念・内容は種々であり、また論者により頭の中に描く企業結合自体さらに企業結合法制が種々であることから、一概に結論へと到達することが困難であるという点である。このことは、来たるべき企業結合法制がいかに構築されるかという問題と重大に関わり、これとの關係において連結計算書類制度の位置づけが定まることを意味する。

そこで極めて抽象的に企業結合法制を考えてみると、大きく『分子構造の会社法』へと轉換がなされるに至った場合』と、そこまでは到達せず『原始構造の会社法』にとどまりつつ企業結合法的配慮がなされたに過ぎない場合』とに二分することが可能かと思われる。⁽²⁰⁾ 前者の場合には結合企業をもって経済的のみならず法的にも一体ととらえるものであるから、その決算・会計の体系も基本的にはグループ全体として把握することとなるものであるのに対し、後者にあるはグループ構成企業が依然としてそれぞれ法的な人格者として把握されるのみであるため、仮に連結計算書類制度が導入されたとしても、現在の商法において前提とされる会計・決算と同じ意味における連結会計・決算というものではありえない。

I 分子構造の会社法制度にまで轉換しえない場合—原始構造の会社法にとどまりつつ企業結合的配慮をなす—
親（支配）会社と子（従属）会社の法人格の異別性を前提としながら、現行法よりは企業結合的配慮が多くなされ

るといった場合である。具体的には、企業結合に関する一つの章を設けるか否かは別として、相互保有規制の見直し、親会社規制の充実、新株の第三者割当の再検討、営業譲渡等に関する商法二四五条の位置づけなど、企業結合的見地から検討されるべき課題が山積しており、この具体的な解決が図られる場合である。

こうした会社法制度の下で連結計算書類制度を考えた場合、理論的には配当規制機能までもこれにもたせることは不可能である。親会社株主は親会社の株主、親会社債権者は親会社の債権者であり、また子会社株主は子会社の株主、子会社債権者は子会社の債権者であるからである。理論的に法人格の異別性が貫かれている以上、親会社の配当可能利益あるいは結合企業（グループ）全体の連結剰余金から子会社の株主への利益配当をなすことを認めることはできないし、同様に、親会社財産あるいはグループ構成企業全体の財産をもって子会社の債権者の債権の引当とすることも、このような原始構造の会社法を基礎としたような企業結合法制のもとでは不可能である。株主の意欲は単体としてのある企業の株主となることであり、債権者もその企業を相手方として債権関係に立ったものだからである。

結局のところ、ここで連結計算書類に意義を認めようとするれば、現実には活動している企業の経営・財務状態を知るためには、単体としての個々の企業のそれを知るだけよりは、結合企業すなわちグループ全体を統一した企業内容に関する情報までも要求することが望ましいという意味を有するに過ぎないものとされることとなる。つまり、こうした制度の下では、連結計算書類制度といっってはみても、それは配当には関連しない経済的・実質的な財務内容の開示規制の意味があるだけということになるであろう。とはいえ、開示規制として商法中に連結計算書類制度が採用されることに意味がないなどということになるわけではなく、近時における企業内容公開の要請には十分答えることができるものと思われる。すなわち、ゴイング・コンサーンとしての企業を考えた場合にも、商法の対象とすべき利害関係人たる株主、債権者にとっても開示規制としての十分な要求はあるものであるし、さらに、近時における株式会

社企業の対社会的な影響力を考慮し、会社を廻る株主・債権者以外の関係人をも会社法の保護の対象とすべきであるとする主張からは、より強い根拠をもって、開示への意義づけがなされてくることになる。

ただし、この場合には、依然として、親会社と子会社は法律的には別個の法人であるから、法的主体たる会社の法的実体を示す個別財務諸表こそがその企業の真実の姿を表示するものであり、連結計算書類はあくまでも補足情報として位置づけられることになるであろう。⁽²²⁾

II 分子構造の会社法制度へと転換がなされた場合

分子構造の会社法制度への転換といった場合にも、そこにはおそらく二段階の構成が考えられる。これは、企業結合規制としてどこまで結合企業全体の一体性を承認して行くかに関わる。

④ 個別企業を前提としつつも、一定の場合にグループ全体に法的一体性が認められる

例えば、支配会社あるいは従属会社の債権者が、自己が債権を有している支配会社あるいは従属会社の資産のみからでは債権の満足を受け得ないようなときには、グループを構成する他の企業から弁済を受けうるとされるような場合である。⁽²³⁾ このような程度の企業結合法制の下では、Iと同様、連結計算書類制度は配当規制の機能を有するに至る論理的必然性はなく、単なる財務内容開示規制の意義を有するものととらえれば足ることとなる。なぜなら、ある一定の場面においてのみ法的一体性を認めるとすること自体債権者保護の要請からであるというだけのものであり、このことから当然に商法の会計規制の主目的である配当規制へと結びつくものではないからである。もちろん、グループに一定の場合に法的一体性を承認し、債権者に対する関係で保証人的地位に立たせうとすれば連結計算書類に配当規制の意義を認めることができる⁽²⁴⁾ではない。しかし、元来、より多くの配当を求めるとすれば連結計算書類に配当を会社内に留保しておきたい債権者との間の利害調整の接点こそが配当規制であるから、一定の場合に一方（債権者）

の利害関係の矛先を他に向けてしまうことは、そもそも配当規制の基本を無視することにもなりかねない。それゆえ、こうした企業結合法制の下では、連結計算書類を作成させるとしても、やはり開示規制としての意義しか承認することはできないこととなる。

⑥ グループ全体が前面に登場し、個別企業は背後に埋没する

例えば、支配会社あるいは従属会社の債権者が、自己が債権を有している支配会社あるいは従属会社の資産のみから債権の満足を得られるか否かには関わらず、グループ構成企業から債権の弁済を受けうるとされたり、株主については、グループ内の企業への自由な移動を認め、また支配会社・従属会社のいずれかの資産を源資として従属会社からの退社を認め、さらにはグループ全体の利益からの利益配当が認められるような場合である。このように、グループ全体をいわば一個の法人として取り扱うような企業結合法を志向するときには、連結計算書類制度は、これまで述べてきたような企業結合法制の場合とは異なって、開示規制にはとどまることはできず、配当規制として存在しなくてはならないことが理論的要請としてでてくる。株主の意欲はあるグループ内の一企業の株主となることであり、債権者も同様に債権関係に入っているものであるから、仮にグループを構成する同一企業の株主と債権者ではなくとも、グループを基軸にして利害調整の接点が必要となり、これが配当規制としての連結計算書類の重要な役割となる。

I の企業結合法制の下では、連結計算書類制度は、近時の企業結合の進展の現状からすれば、個別計算書類だけでは企業の実態を明瞭にすることはできないから、その補充のため、政策的に連結計算書類も要求されることになる、とでも説明されることになるであろう。したがって、連結の範囲なども政策的に定まってくるため理論的興味は薄い。

II ④の企業結合法制の下では、一定の場合には、完全に結合企業が法律上も一体として取り扱われることとなるから、グループ全体の財務内容も明らかにされなくてはならないこととなる。のみならず、親会社あるいはグループから債権の弁済を受けうるとする以上、その源資をどこから求めるかまたどのように計算すべきかが重大な問題となる。

配当可能限度を連結計算書類から求めたとしても、配当可能源資もそこから求めねばならないことに直結するかが問題となる。その意味でいうと、Ⅰ及びⅡ⑥で用いられる連結計算書類制度の配当規制とは内容を異にする。そして、一定の場合にのみ法的一体性が認められるところから、個別計算書類と連結計算書類の関係がどのようになるかが問題として提起されることとなる。

Ⅱ⑥の企業結合法制の下では、基本的にグループは一個の法的な人格者として取り扱われることとなるため、計算もグループ全体として行なわれることが本質的に要求される。したがって、連結計算書類制度こそが開示規制としてもまた配当規制としても理論的要求として登場することとなる。この点、会計学的には会計主体論として既に多くの議論がなされる⁽²⁶⁾ところであり、ペアレント・セオリーとエンティティ・セオリーの対立が見られるところである。詳細は会計学に譲るほかないが、少なくとも、すでに会計学ではこうした観点からの議論が法学よりはるかに進んでいるとの指摘をなすことはでき、エンティティ・セオリーを借りることにより解決の糸口となるとも考えられよう⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾。

そして、この場合には、もはや連結計算書類のみで足ることとなるか、それでもグループ構成企業は依然として法人ではあるから、個別計算書類も必要のままであるかが問題とされる⁽²⁹⁾。

(1) 上村・前掲書一〇〇頁は、連結計算、連結計算書類ゆきで連結財務諸表がさきにあるというのは、極めて興味深く、また商法のこの分野のたちおくれを示すとされる。

(2) 岸田雅雄「結合企業会計の法的規制」七九頁、

(3) 日本公認会計士協会「二五年史編集委員会編『会計・監査史料』三三五頁。

(4) 岸田・前掲書（結合企業）一二五頁以下、同「商法における連結規定の導入について」企業会計四二巻六号三七頁、味村治「連結財務諸表の法的規制に関する若干の問題点」産業経理二五巻六号八八頁、矢沢惇「会社の計算、公開に関する改正問題」商事法務八二五号一六頁、吉田昂「計算規定の改正と営業報告書、連結決算」商事法務八三九号五頁、清水忠「連結財務

- 諸表の法的規制」上智法学二六卷三号一八八頁以下。
- (5) 法務省民事局参事官室「株式会社法の計算・公開に関する改正試案」昭和五四年一月二二日。
- (6) 稲葉威雄「連結決算の商法導入をめぐる諸問題(上)」(座談会発言) 商事法務六頁以下、森川八州男「商法改正をめぐる要調整項目の検討」企業会計五四巻五号四一頁。
- (7) 龍田節「企業結合と計算規定」私法三七号一三九頁。龍田教授は積極的に商法への導入を主張されるが、配当規制としてまでは考えておられないという意味で、折衷説の一つであろう。
- (8) 河本一郎「証券取引法と商法の計算・公開に関する規定との関係」企業会計三一巻六号、河井信太郎「会社の計算・公開制度のあり方」商事法務八三四号二〇頁。河本教授は、商法の計算規定の外延のやたらな拡大は証券取引法の存在意義に関わってくることを根拠とし、また河井氏は、連結決算制度の配当規制としての問題があることを指摘される。その他、昭和五〇年六月一二日法務省民事局参事官室から会社法改正に関する問題点が照会事項として関係各機関に送付されたが、それに対し、連結制度は証券取引法の制度だけで足るものであり、連結納税に途を開くことになる(税理士)、税法との関係が問題である(民鉄)などとして反対があった。
- (9) 経済同友会(昭和五五年三月二一日)、神崎克郎「商法上の会社開示制度」神戸法学三〇巻一号三八頁。
- (10) 経団連(昭和五五年二月二六日)、関西経済連合会(同五五年三月一〇日)、大阪工業会(同五五年三月一八日)。
- (11) 最近では、開示規制か配当規制かといういわば本質的なところから議論がなされつつあり、むしろ正当な議論の方向へと向かいつつあるように思われるが(岸田・前掲書、清水・前掲論文)、果して、企業結合法のビジョンとの関わりなしに独立して商法上の連結計算書類制度を考察しうるかとなると大きな疑問が残るといわざるをえない。
- (12) 白鳥庄之助、伊藤邦雄(発言)「ディスクロージャー制度の問題」(座談会) 企業会計三八巻二号二三三頁は、商法でも配当の問題とは連動させなくてもよいとするが、同じ座談会で中村忠教授は配当規制と結びつけられるべきであるとする。
- (13) 例えば、企業結合における株主や債権者の保護を支配の法認の対価であると考えられるような企業結合法の下では、そもそも守られるべき株主や債権者の利益も政策的に定まることとなる(拙稿・前掲論理九六頁)。企業会計が果たしてきた役割は、守られるべき株主や債権者の利益が会社との法律関係から当然に発生することを前提として、その利害調整というところにあつたはずである。私法上の会社における企業会計の役割がそこにあることが確かであるとすれば、配当規制の意義も私法上の制度としての企業結合法の下でも何ら変わりはないことになる。それゆえ、連結決算制度の下で、配当可能利益と配当可能源資とを分けて配当規制をとらえて行こうとすることはできないこととなる。単に手続規制としてのみ位置づけるものとして、金

- 子取「親子会社と連結財務諸表の導入をめぐる問題」法律のひろば三二巻九号二六頁。
- (14) 新井・前掲論文四頁。
- (15) 龍田・前掲論文(商法の計算規定)二二頁。
- (16) 新井・前掲論文四頁。
- (17) 前掲拙稿一三頁以下。但し、黒沢清「連結財務諸表論総論」企業会計二七巻一〇号一〇頁、蓮井良憲「連結財務諸表とその法制度化」は反対する。
- (18) 龍田・前掲論文(企業結合)一三八頁は、株主、債権者は結合関係にある当該会社の財務状態を知ることには大きな利益をもつとのみ言う。
- (19) 前掲拙著一三頁以下の比較法参照。
- (20) より細かく考えてみると、①現在のまま放置し、発生する諸問題は法理あるいは裁判所に任せる、②伝統的会社法の枠組の中でこれをとらえ、親子規制、相互保有規制、取締役会の権限規制、新株発行規制、計算規制などの個々の分野での修正、追加を考える、③伝統的会社法から一步踏み出した分子構造の会社法制度を創設する、④企業結合が有する多方面にわたる性質を考慮し(税制、労働、経済法制)、これら種々の問題点を一括して取り扱うような中間法としての企業結合法を考え、という四つの方法がありうる。前掲拙稿(論理)六〇頁。
- (21) それぞれの事柄については、前掲拙稿の各該当箇所を参照。
- (22) 蓮井良憲「連結財務諸表素描」『商事法の研究』(大隅還暦記念)二二五頁。
- (23) 西独株式法やフランスのクステ後期法案における支配契約のない場合における、外部株主保護制度や債権者保護制度がこれに該当すると考えられる。支配従属関係が認められるときに、支配会社の従属会社に対する不利益な指図により従属会社あるいはその株主が損害を蒙った場合には、支配会社が従属会社あるいは外部株主に対して直接責任を負う、また従属会社株主が代表訴訟により支配会社の責任を追及しうるものとするものである。また債権者保護については、支配会社の従属会社に対する損害賠償義務、従属会社から弁済を得られなかった債権者からの賠償請求権として考えられてくる。前田重行「企業の結合・分割に関する立法上の問題点」『商法の争点』一九六、一九七頁は、このような規制方法は現行法の建前を維持し、一層これを徹底させるものであるとされる。
- (24) こうした立法例を採用した西独法でも配当規制としての連結計算書類ではない。
- (25) 個別企業を前提として、株主保護・債権者保護の制度をこれらの者と会社との間の法律関係に求め、企業結合の基本法理

を探究したのが『企業結合法の論理』(拙稿)であったが、結合企業に法的な一体性を承認するような方向に向かう場合には、グループと株主・債権者との法律関係がどのように展開されるかが問題とされなくてはならない。

(26) 会田義雄『連結財務諸表論』二六頁以下、武田隆二『連結財務諸表』六五頁、白鳥庄之助「連結における株式消去差額の処理」千葉商大論叢五号、黒沢清「連結財務諸表研究」企業会計一八巻八号など。なお、簡単にこの論争に触れると、親会社の株主のために連結財務諸表を作成するか、親子会社全体をグループとした経済的エンティティをより重視して連結会計を行なうかという争いといえる。もちろん、この前提には、何らかのエンティティの存在こそが会計を成立せしめるという基盤がある。

(27) わが国の連結財務諸表制度は、アメリカ法と同様にベアレント・セオリーに立っている。

(28) 酒巻俊雄「商法と連結決算書」『体系制度会計VI』二六三頁、金子・前掲論文二七頁。なお、黒沢・前掲論文(連結財務諸表論総論)九頁は、エンティティ・セオリーは学説として一理あるとはされながらも、実務上は無理であるとされる。

(29) 会田・前掲書三〇頁は、エンティティ理論によれば、エンティティそれぞれ自体の独立性を尊重する結果、個別財務諸表よりも連結財務諸表を重視し、後者は前者に代置される代替的会計情報となるとされる。

四 連結計算書類制度の商法導入についての具体的問題点―むすびに代えて

(1) 開示規制としての連結計算書類制度

まず、商法上いかなる規定を設けるべきかが問題となる。一つの方法として、連結計算書類に関する具体的規定は置かず、改正試案のように証券取引法上の連結開示制度を前提とした上で、これらの連結財務諸表を商法上の連結計算書類とみなすことが考えられる⁽¹⁾。しかし、証券取引法と商法とでは、前述したように、その対象とすべき利害関係人の保護法益が異なるものであるから、いかに開示規制としてではあれ、少なくとも作成義務者、名宛人、連結の範囲などの基本原則は別個に法定してこざるをえない⁽²⁾。

次に、開示規制として連結計算書類制度が導入される場合、連結計算書類と個別計算書類の関係が問題となる。昭和四二年の企業会計審議会による『連結財務諸表に関する意見書』⁽³⁾にあるように、企業グループ全体としては単一の経済的実体とみなしうるとしても、構成会社はそれぞれ個別の法人として存在しているから、各個別会社にかかる債権債務等の法的な権利義務や配当についての法的規制などは、個別財務諸表を中心に考えられることとなる。

連結計算書類の開示方法などについてもいくつかの問題がでてくる。⁽⁴⁾特に、開示の対象とされる債権者の範囲はどこまでか、グループ構成会社のすべての債権者がここに含まれてくるかである。⁽⁵⁾しかしこれは開示を要求する根拠の問題と表裏の関係をなす。企業の社会的役割を重視する立場からは、商法の守備範囲の拡大が叫ばれる結果、格別にグループ構成会社の債権者という構成を採用しなくてもここに含まれることとなる。そしてまた、従来の立場を前提とするときは、連結計算書類の政策的制度としての意義を強調し、やはりここに含めることとなるであろう。

また、定時総会に提出することを要求されるか否かも問題とされる。そしてその場合、総会の承認事項となるのか、報告事項にとどまるのか、⁽⁶⁾さらに監査はどうなるのかなどの疑問も提起される。開示規制とすれば報告事項にとどまるといえそうであるが、⁽⁷⁾少なくとも監査は必要と思われる。⁽⁸⁾

(2) 配当規制としての連結計算書類制度

前述してきたように、配当規制として連結計算書類制度が導入されるのは、分子構造の会社法制度へと転換した場合である。より完全なる企業結合合法の場合には、個別企業の計算書類制度において用いられる「配当規制」の意義がそのまま内容的にも合致するものとしてよい。これに対し、分子構造の会社法といっても、右の場合と異なりいわば不完全なものもありえ、そのときには必ずしも純粹の「配当規制」ではありえないこととなる。配当限度額は連結ベースで計算されるが、配当財源はグループ内の親会社個別計算書類から計算されたところからである等も可能なわけで

ある。⁽⁹⁾このようにまず配当規制の語も使い分けなくてはならない点が指摘される。

また、いかにグループを法的に承認したとしても、そしてまた連結ベースで配当がなされるとしても、依然としてグループを構成する企業もまた法人格を有するのであるから、個別計算書類も存在しなくてはならないのが問題となる。この問題は、結局、グループの法的承認が対外的側面においてもなされることになるのかに関わるといえよう。そうであるとすれば、個別企業はグループの中にまったく埋没してしまふことになるといえよう。

定時総会の承認事項か報告事項かについても、監査との関わりも含めて興味深い。そもそも監査は必要であるということになるであろうが、いずれの会社の監査役の監査が要求されることになるか。連結監査役とでもいうものを考えるのか、⁽¹⁰⁾あるいはグループ構成会社の複数の監査役を要求するのか、など問題となる。また、総会の権限をどのように考えて行くのか、⁽¹¹⁾会計監査人との関わりも問題とされてくる。

連結計算書類制度を開示規制として考えるか、あるいは配当規制として考えるか、いずれにしても具体的には極めて多くの問題点がありそうである。しかし、本稿の問題意識はそこにはなく、企業結合と連結会計・連結計算書類制度の基本的関係を求めることに主眼が置かれている。これこそが最も重大な課題であると思われるし、具体的問題の指摘及び解決はこの基礎作業の結果自ら明らかになる性質のものだからである。

- (1) 岸田・前掲書(結合) 一二八頁以下。
- (2) 龍田・前掲論文(私法) 九八頁。教授は、細部については「公正なる会計慣行」に委ねるとしても、基本原則は法定しておくべきであると主張される。
- (3) 日本公認会計士協会・前掲二二三二頁。
- (4) 龍田・前掲論文一四七頁は公告の強制まで行きうるかも問題とされる。
- (5) 龍田・前掲論文(私法) 一四七頁、岸田・前掲書一三三頁は、親会社と密接な利害関係を有する子会社の債権者及び株主

がその対象になるとする。

(6) 酒巻俊雄「商法と連結決算書」『体系制度会計 VI』二六六頁は、総会の決算確定権・利益処分権との関わりで考えられねばならない問題であるとされる。

(7) 龍田・前掲論文一四七頁。

(8) 龍田・前掲論文一四六頁、酒巻・前掲書二六九頁は、結合企業全体の判断をなしうるといふ見地から、監査には親会社の監査役及び会計監査人が当たるとする。酒巻教授は、さらに、子会社調査権の拡大の検討も求められている。矢沢惇（発言）『ディスクロージャーの拡大強化と連結財務諸表・中間財務諸表』（座談会）ジュリスト六三九号二五頁も同旨。

(9) 岸田・前掲書一三五頁以下、清水・前掲論文（上智）二〇〇頁は、この点詳細に論じている。

(10) 西独株式法はコンツェルン決算監査役制度がある。

(11) この点は、極めて興味深い理論上の問題を含んでいる。II⑤のような企業結合法が創設されたとしても、果していずれの会社の総会で利益配当が決定されなくてはならないのか。すべての会社の株主が集結した結合企業株主総会などを考えてそこでなすこととなるのか、あるいは各個の企業の総会において連結計算書類に基づく利益処分がなされるのか、その場合の源資は按分とでもなるのか、多くの問題が残る。また、II⑥のような企業結合法制の下では、一層問題は複雑になる。ここでは、基本的には、各個の会社は独立した存在である。この場合に、連結計算書類に配当規制を盛り込んだとしても、現行商法上、配当可能利益の算定は親会社の個別財務諸表によることとなっているから、親会社といえども、子会社の財産については配当宣言がなされない限り、勝手にそれを親会社の株主に分配することはできないからである。

いづれにしても、極めて複雑で大きな問題が総会の権限との関係で存在していることは確かである。機会をあらためて検討することとしたい。